2022年　　　月　　　日

学校

学校長　　　　　　　　様

佐賀県高等学校教職員組合

　　　　　　　分会

分会長

2022年度末人事異動に関する要望書

本校分会（佐賀県高等学校教職員組合　　　　　　分会）においては、分会員の一致協力のもと、日々生徒と真剣に向き合い、彼らの進路保障を実現するべく実践を重ねています。

さて、次年度の佐賀県の教育環境整備に非常に重要な意味を持つ、年度末の教職員人事異動の時期となりました。

生徒のいるところ必ず教職員がいなければなりません。しかし、地域や校種によって、また、教職員経験年数･同一校勤務年数･年齢別構成に偏りがあってはなりません。全県的視野に立ち、教職員が全県民に責任の負える教育活動を行なうためには健全な人事行政が必要です。

貴職は「子どもの教育を受ける権利」を保障し実現するという、県民全体の信託に「直接に責任を負う」使命を自覚され、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教法)三十六条」による人事に関する「具申権」を生かし、学校教育の発展と教職員の生活と権利を守るために尽力する重大な責務を負われています。

以上の趣旨をご理解の上、下記の項目を確認・遵守されることを強く要望いたします。

記

(１) 異動は「希望と承諾」の原則を守り､希望の実現に努力すること。

(２) 転出と転入を秘密にすることなく､転出先や後任人事を明らかにすること。

(３) 人事はガラス張りで公平に行うこと。

(４) 退職者や異動の後任に臨任配置をしないこと。

(５) 留任希望者の希望欄への記入は､あくまで「やむを得ず記入したもの」であり､それを理由に強引な異動をさせないこと。

(６) ヒヤリングは誠意を持って十分に行い、県教委に正確に伝えること。

(７) 苦情の申し出には誠意を持って対応し、必ず県へ具申すること。

(８) ｢臨任解消｣を県教委へ申し入れすること。

(９) 県教委作成の「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」にある人事上の配慮をすること。

(10) 臨任者や会計年度任用職員及び再任用職員については、２月中に次年度の雇用について、必ず丁な説明を行うこと。